

新風

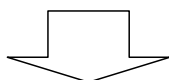
平成25年10月31日
多治見市立陶都中学校
No.1 1

生徒会は前期から後期へ 「つながり」を大切に、「響き合い」のある学校へ

前期生徒会長

今年度の生徒会のテーマは「**つながり**」です。このテーマで取り組みをする上で大切にすることが二つあります。一つ目は「クラス・学年を超えたつながり」をつくることです。掃除交流では、他学年の良さから掃除に向かう姿勢を学びました。二つ目は、「取り組みにつながりをもたせる」ことです。挨拶の取り組みでは、授業前後に意識を高めることから日常生活につなげ、挨拶の質や幅を向上しました。

また、体育祭シーズンは、挨拶は声の大きさ、教室の整頓は整列や黒幕の扱い、時間を守ることは、練習をたくさんすることにつながると考え、その3つにこだわりました。特に、整頓では全クラスが基準をクリアしました。たくさんのつながりが生まれましたが、最後にこれは絶対につくりたいというものがあります。「前期向上させたものと後期の生活のつながり」です。前期が後期の土台となり、更なるつながりを生み出していきたいです。



後期生徒会長

後期は、合唱祭・卒業式・他の活動でも前期に負けないくらい大切な行事がたくさんあります。どの活動においても、まずは自分が会長として全校の見本となれる姿でありたいと思っています。そして、それを全校に良い活動を広めていき、よりよいものを目指していきたいです。

僕は、前期に学級委員としてリーダーの力をつけてきました。それを後期会長として活かしていきたいと思っています。例えば、掲げた「**響き合い**」という公約の通り全員が響き合える、その中心となっていきたいと思っています。

どんな場面でも、会長だから特別というわけではなく、どんな時にもみんなと同じ立場で活動し、同じ目線で周りを見て、そして全体を動かしていける、そんな存在でありたいと思っています。誰からみても、頑張っていると認めてもらえる、そんな会長を目指し、頑張っていきたいです。

「多治見市子どもの権利に関する条例」

多治見市教育委員会

多治見市が平成15年9月に「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定して、今年が10年目となります。

この条例は、「子どもが、安心して自分らしくいきいきと生活し、色んなことに挑戦しながら、自立した社会性のあるおとなへと成長すること」を目指しています。

また、この条例には【おとなの役割】として《お互いに連携して、子どもの権利保障に努めます》(第3条) 《子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるように支援します》(第4条) とあります。

11月20日を「たじみ子どもの権利の日」として、各小・中学校では毎年この時期に「子どもの権利」を意識した指導をしています。学校や学年などで指導する内容や扱い方は異なりますが、「お互いの人権の尊重」について考えることを基本とした内容です。

各家庭におきましても、「子どもの権利」について話し合ってみましょう。